

## 戦争・平和作文コンテストチラシ広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、尾張旭市(以下「市」という。)が作成するチラシ「戦争・平和作文コンテスト」(以下「チラシ」という。)に掲載する広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載等に関する基準)

第2条 チラシに掲載する広告の基準は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の規格)

第3条 広告の掲載規格は、1 枠横4.5センチメートル、縦4.5センチメートルで4色刷を基本とする。ただし、広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)の希望により、2 枠分の大きさ(横9センチメートル、縦4.5センチメートル)4 枠分の大きさ(横18.0センチメートル、縦4.5センチメートル)で掲載することもできるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告を掲載する位置は、チラシの最下段とし、掲載数は、最大4 枠とする。

(広告の期間)

第5条 広告の掲載期間は、チラシの配布期間(5月下旬から7月中旬まで)とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1 枠当たり10,000円(税込)とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、市ホームページによる公募及びその他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、市長が指定する期日までに、尾張旭市広告掲載申込書(第1号様式。以下「掲載申込書」という。)、広告原稿案及び会社等の概要を市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告の内容等を審査し、掲載申込書の受付日の翌日から起算して10日以内に、尾張旭市広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告掲載の可否を申込者に通知するものとする。

2 要綱第3条に規定する基準に適合する広告で、広告掲載数の枠を超えた申込みがあったときは、掲載申込書の受付日の早い広告から順に掲載する。

3 前項の規定によっても決定できない場合は、抽選で決定する。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第10条 広告のデザイン及び内容は、チラシのイメージを損なうことのないよう、第9条第1項の規定による決定通知を受けた申込者(以下「広告主」と

いう。)と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成し、チラシによる募集を開始する前日から起算して20日前までに健康福祉部地域福祉課に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、第9条第1項の規定による決定通知を受けたときは、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(所管課)

第12条 この要領を所管する課は、健康福祉部地域福祉課とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、戦争・平和作文コンテストチラシへの広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

尾張旭市広告掲載申込書

年 月 日

尾張旭市長 殿

広告掲載申込者

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担 当 者 氏 名	

下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。なお、この申込みに対する審査に当たり、尾張旭市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

1 広告媒体の種類 戦争・平和作文コンテストチラシ

2 広告の内容

--

3 告掲載希望枠数

	枠
--	---

4 広告の掲載料

金	円
---	---

5 申込者の業務内容等が分かるもの

第2号様式（第9条関係）

尾張旭市広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付で申し込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分  掲載する

掲載しない  
理由

2 原稿提出期限 年 月 日

3 広告掲載料 金 円

4 掲載料納付期限 年 月 日

5 その他